

筆跡鑑定 7万円～

遺言書・借用書・怪文書・各種契約書等

利き手と反対の手で書いても鑑定可能です



遺言の真相解明、金融機関の払出し伝票の鑑定に最適

●簡易鑑定

主に交渉用や実態を知るための、簡易な構成と説明の鑑定書を作成いたします。

1つの鑑定資料(調べたいもの)に対し、照合する為の対照資料5点程度について最大5文字まで調査し、簡易鑑定書を作成いたします。

※文字数とは、「鑑定太郎」という方の署名を調査するのであれば4文字と数えます。

●筆跡反論鑑定

相手方の鑑定書に誤りがあり、それについて反論する文書、または反論と鑑定を一体化した文書を作成いたします。

※最初に『反論調査費』がかかる場合がございます。

●異同比較筆跡鑑定

異同比較分析筆跡鑑定は、2種類の筆跡が同筆のものか異筆のものを判断する筆跡鑑定です。

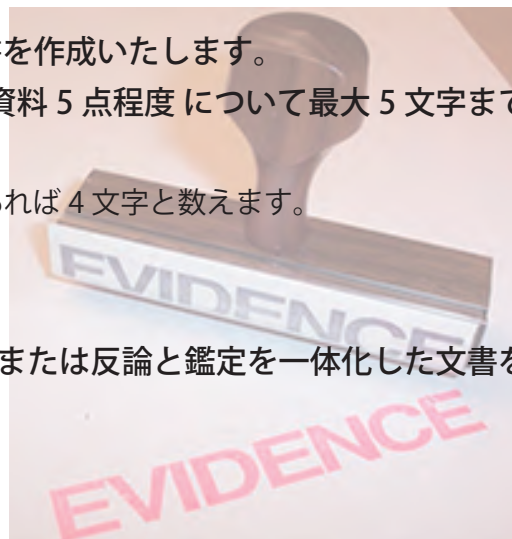
主に、遺言書・借用書・怪文書・各種契約書などが本人によって書かれたものか、それとも他人によって書かれたものかを判断します。

※2種類の文字(文章)が、同一の人物によって書かれたものか、別々の人物によって書かれた物かを鑑定しますので、必ず2種類の文字資料が必要となります。資料は多ければ多いほど正確な鑑定が可能になりますので、なるべく多くの資料をご用意ください。

●本鑑定

裁判資料として使える筆跡鑑定書です。

※1つの鑑定資料(調べたいもの)に対し照合するための対照資料5点程度について、最大7文字まで調査いたします。



弊社では、必要な鑑定を適正価格でご提供します

●お気軽にお問い合わせください●

株式会社エコワークリサーチ & コンサルティング
名古屋市中区丸の内3丁目5-10 名古屋丸の内ビル8F

TEL 052-717-6618

E-mail eco.work.research@gmail.com

